## 知財コンサルが創る

# 企業の差別化と成

弁理士の奮闘記

#### (株)SHINICHIROINUIの事業展開に対する知財視点からの貢献

知財というと特許のイメージが強いかもしれないが、事業ではその他の知財である 商標、著作物、意匠などがいろいろと絡むことも多い。今回は、アーティストが創 作したアート作品を図柄とする衣服などの製造販売事業において、知財への意識を 高めるとともに、模倣品への適切な権利行使などについてアドバイスした事例を紹 介する。

本連載は知財権取得にこだわらず、「企業の成長力の源泉=差別化」と捉えて、企業 と一緒に挑戦を続けるIPアライアンスメンバー弁理士の、汗と涙の物語である。



アルカディア知財事務所 弁理十

垣木 晴彦

#### 1. (株)SHINICHIROINUI

(1) 衣服・バッグなどにアート作品 をペイント様に表した商品の販 売によりアートを広めていく会社

株式会社SHINICHIROINUI(以下、 SHINICHIROINUI社) は、アーティ ストである代表取締役の乾慎一郎氏が ペイントしたような図柄を描いたパー カ、Tシャツ、バッグなどを製造販売 している、大阪府東大阪市に本社を置 く会社である。同社は百貨店などの店 舗だけでなく、自社ECサイトや他社 のECモールでもそれら商品を販売し ている。

乾社長は2011年に行われた次世代 アーティスト募集のコンテスト「WALL AUDITION | (主催: H.P.FRANCE) において大賞を受賞。その受賞イベン トで壁一面に並べたTシャツに絵を描 いてグッズとして販売したところ、そ れらを買い求める人が一定数いること に気づいた。乾社長は自分が衣服に絵 を描き、それを買った人が街を歩けば、 それ自体が新しいアートの形になるの ではないかと考え、若者にもっとアー

トに慣れ親しんでもらいたいとの思い から、2012年にアパレルブランド 「guernika」を立ち上げて現在に至っ ている。

#### (2) 事業展開について

「guernika」ブランドの立ち上げ時 は、ペイントしたような図柄を描いた パーカを販売した。そのペイントした ような独特の図柄が若者を中心に人気 を博して少しずつ売り上げを伸ばし、 2013年ごろからはペイントしたよう な図柄を描いたバッグ、2014年ごろ

からはペイントしたよ うな図柄を描いたT シャツも販売。2015 年には「株式会社 SHINICHIROINUI | として法人化し、その 年の5月には大阪高島 屋で展示・販売会も開 催するなど、認知度が 高まっていった。

ところが、認知され るようになったこと

で、ECサイトにおいてパーカ、Tシャ ツ、バッグの安価な模倣品が出回り始 めた。そのため、SHINICHIROINUI 社では「guernika」について商標登録 するなど、知財による保護も必要では ないかと考えるようになっていた。

#### (3) 同社と筆者との出会い

3年ほど前に、知り合いからの紹介 で「guernika」について商標登録した いとの相談を受け、SHINICHIROINUI 社と筆者の付き合いが始まった。

#### 株式会社SHINICHIROINUI(乾社長)



所在地:大阪府東大阪市横小路町4-2-13 URL: https://shinichiro-inui.net/

#### 2. 知財視点の意識の醸成

特定の商品が売れてくると、使用し ている商標(ネーミング)を模倣され たくないので、この商標 (ネーミング) について商標登録をしようと考えるこ とも多い。SHINICHIROINUI社が 持っていた知財への意識も、当初はそ のようなものであったと思われる。

しかしながら、事業との関係でいう と、単に使用している商標(ネーミン グ) について商標登録をするだけでは なく、どの商標(ネーミング)に消費 者や取引者の信用を蓄積させていくか を事前に検討することが重要になる。

また、商品が売れ出すと必ず安価な 模倣品を販売する模倣者が現れる。こ れを見越して企画・開発段階で、模倣 者が現れた際の対策を知財視点から十 分に検討しておくことも重要である。

筆者はSHINICHIROINUI社と二人 三脚で、こうした視点からどのような 商標(ネーミング)を選定し商標登録 すべきか、またどのように模倣品対策 の仕組みをつくっていくかを検討して きた。このような活動をしてきたこと により現在のSHINICHIROINUI社で は、事業に効く知財視点をもって活動 できるようになりつつある。

#### 3. 商標登録の意味

商標登録出願の手続きは、特許出願 の手続きに比べると、簡単なように思 われがちである。確かに、思いついた 商標(ネーミング)について、商取引 において使用していると認識している 商品・サービスで商標登録できればよ いと考えるならば、そのとおりかもし れない。

しかし、このような考えでは、たと え商標登録はできたとしても、それを 事業に有効活用できなくなる場合が多 いように思われる。

商標は自社の商品・サービスを購入 する消費者や取引者に、その商品・サー ビスを知ってもらい、その方々を通じ て、他の方に伝播させるとともに自社 の商品・サービスをリピートしてもら うために使用されるはずのものであ る。これを達成するためには、商標に 消費者または取引者の信用を蓄積させ ていくことが重要になる。

ところが、実際は自社の商品・サー ビスが持つ「消費者や取引者に響く強 み | をイメージしてもらうことにつな がる商標(ネーミング)になっていな い場合も多い。

また、商標登録のためには、商品・ サービスを特定して該当する区分を指 定しなければならないが、法令上の商 品などの区分と商取引で慣行的に使用 されている商品などの概念とが異なっ ていることもある。

さらに、どのような商品・サービス で出願するのがよいかを十分に検討す ることなしに、今現在の商品などだけ を指定して出願しないよう留意すべき である。出願後に商品などの追加は認 められないため、後になって必要な商 品などに気づいた場合には、あらため て出願しなければならずコストがかさ むことになるからである。

したがって、商標(ネーミング)の 選定の際には自社の商品・サービスが 持つ消費者や取引者に響き得る強みを しっかりと自社で理解したうえで、ど

#### 図1 事業に効く商標登録のためのポイント

- ① 商品の消費者・取引者に響く強みの客観化
- ② 強みのイメージにつなげるネーミング
- ③ 現在・将来の商品
- 4 商標法上の商品として妥当か

のような商標 (ネーミング) であれば その強みをイメージしてもらいやすい かなどをよく考える必要がある。また、 その商標を使用する商品・サービスに ついても、今現在だけでなく将来的に 使用されるであろう商品などのことま で十分に検討すべきである。

このように考えると、一見簡単そう に見える商標登録出願の手続きである が、実は事業に効果的な商標登録をし ようとすると、出願前に検討すべき事 項がいろいろとあることをご理解いた だけるのではないだろうか。

筆者はSHINICHIROINUI社に対し、 会社名「SHINICHIROINUI」および 商品群の商標「guernika」をどのよう に商標登録するかだけではなく、どの ような商標にどのように信用を蓄積さ せていくことが同社にとってベターか といったことも議論しながら事業に寄 り添った支援を行っている。

## 4. 著作権と意匠権の保護の はざま

アーティストがペイントしたような 独特な図柄を描いたパーカ、Tシャツ、 バッグに関して模倣品が出回った場 合、その販売などをやめさせるための 法的な根拠としては著作権と意匠権が 考えられる。

しかしながら、例えばこれらのパー カなどが一品製作物であれば著作権法 上の著作物として保護される可能性が 高いものの、複数生産して販売する場 合まで著作権により保護を受けられる かどうかは論点の一つになり得る。す なわち、日本の裁判所では、このよう に複数生産して販売する場合には応用 美術に該当し著作権法上の著作物では なく、意匠権で保護を受けるべきであ るとの考え方が一般的であるように思 われる。

したがって、著作権により保護を受

け得るように見えても、実は著作権で は保護を受けられるかどうかが明確で ないことも多い。販売する商品が具体 的にどのような商品なのかを十分に認 識・理解しておく必要がある。

また、著作権による保護を受けるた めには、権利化のための出願手続きが 不要である一方、意匠権による保護を 受けるためには、原則としてその意匠 を公開する前に特許庁に意匠登録出願 を行う必要があり、権利化のための費 用が発生する。

理想的には、いろいろなバリエー ションの図柄について意匠権を取得で きればよいが、現実的には予算の関係 でその商品のすべてについて意匠権を 取得することは難しい場合も多い。

このような状況では、著作権で保護 され得るものと意匠権でしか保護でき ないものとを見極めて、どのような戦 略で模倣品対策をしていくかがポイン トになる。

SHINICHIROINUI社では、乾社長 が新商品を創作した際に相談していた だき、筆者からどのような模倣品対策 をしていけばよいかについてアドバイ スしている。

## 5. ECモールでの模倣品への 対応

最近では、Amazon、Yahoo、楽天市 場などのECモール(複数の出店者が集 まったインターネット上のショッピン

図2 著作権と意匠権との保護のバランス



## 知財コンサルが創る 企業の差別化と成

グモール) でいろいろな商品が販売で きるようになった。自社商品の模倣品 がECモールで見つかることも多い。こ の場合、模倣されている会社は、模倣 品を販売している会社(以下、模倣品 販売会社) が自社の知財権を侵害して いると思い込み、慌ててECモールに自 社の知財権を侵害する模倣品であると の申し入れをしてしまう例が見られる。

しかし、自社の知財権を侵害してい るとの申し入れを行うにあたっては、 以下のような注意点について事前に確 認すべきである。

#### 〈注意点〉

- ① 模倣品はどのような商品なのか
- ② 本当にその模倣品は自社の知財 権を侵害しているといえるのか
- ③ 誰(模倣品販売会社またはEC モール)に警告するのか

意外にこれらの注意点に思い至ら ず、不用意にECモールに申し入れを してしまうことも多い。ところが、EC モールが模倣品の商品ページまたは出 店者のアカウントを削除した後に、そ の模倣品が自社の知財権を侵害してい ないと判断されると、不正競争防止法 2条1項21号の「営業誹謗」に該当す るとして損害賠償を請求されるおそれ がある。実際の裁判例でも、商標権に 基づいてECモールに申し入れをして 商品ページなどが削除されたが、自社 の商標権の指定商品とは非類似の商品 であり、商標権侵害に当たらないとし て「営業誹謗」であると認定されて損 害賠償が認められたケースがある。

その一方で、模倣品販売会社自身に 警告をしておくと、自社の知財権を侵 害していないと判断された場合でも 「営業誹謗」であると認定される可能 性は低い場合が多いと思われる。

## 6、新規事業へのさらなる貢献

前述のとおり、乾社長はアーティス トとして自己のアート作品も創作して いる。最近では、NFT (Non-Fungible Token) を用いてアート作品をデジタ

ル資産化することも行われていること から、SHINICHIROINUI社において も将来的には、乾社長のアート作品を デジタル資産化するなどして新たな事 業とすることを検討している。このよ うなNFTを用いたアート作品に関す る事業を行うためには、著作権や商標 など、知財視点が必要になることから、 筆者としても引き続きアドバイスして いければと思っている。

### 7. 弁理士の活用

弁理士には商標登録などの手続きだ けを依頼している場合が多いと思われ るが、事業に対する知財視点からの支 援という観点からすると、商標(ネー ミング) の選定や模倣品対策の仕組み づくりなどにも弁理士を活用すること が可能である。

単に商標権などの権利化だけてなく 事業に効く知財視点からの支援でも、 是非もっと上手に弁理士をご活用いた だきたい。





